

徳島市附属機関設置条例

(この条例の目的)

第1条 この条例は、法律又は他の条例に特別の定があるものを除き、地方自治法（昭和22年法律第67号）第138条の4第3項の規定に基く執行機関の附属機関の設置について定めることを目的とする。

(附属機関の設置)

第2条 市長の附属機関として、次に掲げる機関を置く。

名称	担任する事務
徳島市職員懲戒審査委員会	地方自治法施行規程（昭和22年政令第19号）第16条において準用する同規程第13条の規定により、職員の懲戒の審査及び議決に関する事務
徳島市民生委員推薦会	民生委員法（昭和23年法律第198号）第5条第2項の規定による民生委員の委嘱を受ける者の推薦に関する事務
<u>徳島市中小企業振興対策委員会</u>	<u>中小企業の振興対策の樹立等その育成発展のための審議に関する事務</u>

第3条 教育委員会の附属機関として、次に掲げる機関を置く。

名称	担任する事務
徳島市奨学生選考委員会	奨学金の貸付を受ける者の選定等についての審議に関する事務
徳島市文化財保護審議会	徳島市文化財保護条例（昭和36年徳島市条例第21号）第15条第1項に規定する事務